

総務文教常任委員会
所管事務調査資料

(令和6年8月7日)

(協議案件)

- ②「やわらぎ」、「ほんごう」、「ともいき荘」3施設の
運営状況について

住民課 福祉グループ

1 高齢者グループホーム「やわらぎ」

(1) 設置目的等について

① 設置目的

認知症の状態にある高齢者に、適切な介護サービスと共同生活による快適な生活の場を提供することにより、その進行を穏やかなものにするとともに残存能力を活用しながら精神的に安定した明るい生活を営むことができるよう支援することを目的に設置する。

② 介護サービスの種類

ア 認知症対応型共同生活介護

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項

この法律において「認知症対応型共同生活介護」とは、要介護者であつて認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第15項

この法律において「介護予防認知症対応型共同生活介護」とは、要支援者（厚生労働省令で定める要支援状態区分に該当する状態である者に限る。）であつて認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

③ 指定年月

平成13年1月から北海道より事業所指定を受け運営を開始（平成18年から介護保険法改正により指定権限が都道府県から市町村に権限移譲）

(2) 運営方法

指定管理者制度による管理運営

指定管理者 株式会社エムリンク札幌（R5～9年度）

(3) 事業実績推移

(単位:千円)

科目/年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
収入	介護報酬	29,597	30,913	31,673	30,059	27,987
	利用料等	4,388	5,523	4,775	5,006	4,406
	指定管理料	12,504	13,173	13,895	14,452	11,216
	計	46,489	49,609	50,343	49,517	43,609
支出	人件費	34,468	37,627	39,899	43,144	33,321
	事業費	7,091	7,613	8,288	8,931	6,032
	事務費	1,996	978	947	855	3,831
	計	43,555	46,218	49,134	52,930	43,184
収支差額		2,934	3,391	1,209	△3,412	425
居室使用料		1,249	1,294	1,296	1,275	1,192

(4) 利用状況 (定員 9 人) ※各年度末時点

年度/状況	実利用人数	平均介護度	平均年齢
令和元年度	8 人	2. 5	87. 5
令和2年度	9 人	2. 3	87. 8
令和3年度	9 人	2. 7	89. 3
令和4年度	8 人	2. 4	90. 2
令和5年度	9 人	1. 8	90. 4

(5) 人員配置状況 (単位:人)

職種	人員基準	法定必要数	現在配置数
介護従業者 (日中)	利用者3人に1人 (常勤換算)	3. 0	4. 1
介護従業者 (夜間)	夜勤1人	1. 0	1. 0
計画作成担当者	ユニットごとに1人	1. 0	1. 0
管理者	3年以上認知症の 介護従事経験のある 者が常勤専従	1. 0	1. 0

(6) 待機者状況

令和6年3月末現在	30人 (うち他施設への重複申込者15人)
-----------	--------------------------

2 小規模多機能ホーム「ほんごう」

(1) 設置目的等について

① 設置目的

高齢者に対する介護支援機能、居住機能、交流機能の総合的な提供及び身体障害者等に対する通所によるサービスを提供することにより、高齢者等が安心して健康で明るい自立した生活が営めるよう支援することを目的とする厚真町高齢者生活福祉センターの通所介護等部門として設置。

② 介護サービスの種類

ア 小規模多機能型居宅介護

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第19項

この法律において「小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第14項

この法律において「介護予防小規模多機能型居宅介護」とは、居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。

③ 指定年月

平成29年1月から町より事業所指定を受け運営を開始

(2) 運営方法

指定管理者制度による管理運営

指定管理者 株式会社エムリンク札幌（R5～9年度）

(3) 事業実績推移

(単位:千円)

科目/年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
収入	介護報酬	39,162	46,854	54,918	55,131	45,704
	障害児給付					159
	その他収入	299	1,934	485	874	2,189
	指定管理料	22,641	23,149	24,174	24,810	17,712
	計	62,102	71,937	79,577	80,815	65,764
支出	人件費	41,237	43,369	56,586	56,174	37,531
	事業費	6,766	8,502	9,778	9,326	6,711
	事務費	2,558	1,023	1,324	893	4,709
	計	50,561	52,894	67,688	66,393	48,951
収支差額	11,541	19,043	11,889	14,422	16,813	

(4) 利用状況 (定員24人)

年度/状況	登録数 (年度末時点)	平均介護度
令和元年度	17人	1.8
令和2年度	22人	1.6
令和3年度	22人	1.7
令和4年度	20人	2.0
令和5年度	22人	1.9

(5) サービスごとの延べ利用実績

年度/延べ	通いサービス	泊りサービス	訪問サービス
令和元年度	2,631人	180人	1,288人
令和2年度	2,992人	183人	1,257人
令和3年度	2,856人	274人	1,767人
令和4年度	2,613人	205人	2,331人
令和5年度	2,355人	139人	2,399人

(6) 人員配置状況 (単位:人)

職種	人員基準	法定必要数	現在配置数
介護従業者 (日中)	利用者3人に1人 (常勤換算)	4.0	8.7
訪問介護員	夜勤1人	1.0	1.0
計画作成担当者	1名以上	1.0	1.0

管理者	3年以上認知症の介護従事 経験のある者が常勤専従	1. 0	1. 0
-----	-----------------------------	------	------

3 生活支援ハウス「ともいき荘」

(1) 設置目的等について

① 設置目的

高齢者に対する介護支援機能、居住機能、交流機能の総合的な提供及び身体障害者等に対する通所によるサービスを提供することにより、高齢者等が安心して健康で明るい自立した生活が営めるよう支援することを目的とする厚真町高齢者生活福祉センターの居住部門として設置。

② 介護サービスの種類

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

【根拠】高齢者生活福祉センター運営事業実施要綱（平成12年老発第655号）

③ 開設年月

平成13年4月

(2) 運営方法

指定管理制度による管理運営

指定管理事業者 株式会社エムリンク札幌（R5～9年度）

(3) 事業実績推移

（単位：千円）

科目/年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入	利用料	7,532	8,626	7,827	7,757	7,190
	その他	1	184	182	183	9
	指定管理料	14,085	14,215	14,215	14,215	14,864
	計	21,618	23,025	22,224	22,155	22,063
支 出	人件費	6,105	6,409	6,375	7273	7,125
	事業費	9,347	8,944	10,935	12352	10,021
	事務費	4,202	4,893	4,225	4117	4,848
	計	19,654	20,246	21,535	23,742	21,994
収支差額		1,964	2,779	689	△1,587	69

(4) 利用状況 (定員20人)

居室	男性	女性	合計
単身室 (14室)	5人	8人	13人
夫婦室 (3室)	3人	2人	5人
合計	8人	10人	18人
70～74歳	—	—	—
76～79歳	—	—	—
80～84歳	1人	—	—
85歳以上	7人	10人	—

(5) 人員配置基準

生活援助員 常勤2人 非常勤1人